金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の 実 施 に つ い て(予 告)

令和2年の特定化学物質障害予防規則改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業その他の溶接 ヒュームを製造し、または取り扱う作業現場では特定化学物質作業主任者を選任しなければならない ことになりました。

そのため当協会でも令和3年頃より「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(以下、「特化物講習」という)」を受講される方が急増したため、受講定員を増やす、臨時で開講するなどの対応をしておりますが、それでもなお需要に追いついていないのが現状です。

特化物講習の受講者の中には、溶接ヒュームしか取り扱わないにもかかわらず、溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要があるため、受講者の負担が大きく、 金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望されてきました。

今般、特化則等の改正により金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任できることになりました。(施行日 令和6年1月1日)

当協会におきましても令和6年の早い時期に当該講習を実施すべく、現在準備を進めております。 開講日程等詳細が決まり次第、当協会ホームページならびに「滋賀労基」誌面にてご案内申し上げます ので、金属アーク溶接等作業を行っている事業場にはぜひ当該講習の受講をご検討ください。

【金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する科目の範囲、講習時間】

講習科目	範 囲	講習時間
健康障害及びその予防措置 に関する知識	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、 予防方法及び応急措置	1時間
作業環境の改善方法に 関する知識	溶接ヒュームの性質、金属アーク溶接等作業 に係る器具その他の設備の管理、作業環境の 評価及び改善の方法	2 時間
保護具に関する知識	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、 性能、使用方法及び管理	2時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項 特化則	1時間

≪法改正等についての問い合わせ先≫ 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 5 階 TEL 077 (522) 6650 FAX 077 (522) 6625